

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月12日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

香川県人事委員会規則第15号

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年香川県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を香川県人事委員会に委託した市町及び一部事務組合（以下「委託市町等」という。）の<u>同条第3項ただし書</u>に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</p>			<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）第52条第4項の規定に基づき、公平委員会の事務を香川県人事委員会に委託した市町及び一部事務組合（以下「委託市町等」という。）の<u>法第52条第3項ただし書</u>に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。</p>		
別表第1（第2条、第4条関係）			別表第1（第2条、第4条関係）		
市町名	機関	職名	市町名	機関	職名
略			略		
小豆島町	略		小豆島町	略	
	町長部局	政策統括監、部長、参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、専門主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、 <u>介護保険施設の施設長・事務長</u>		町長部局	政策統括監、部長、参事、課長、会計管理者、室長、所長、主幹、専門主幹、総務課の人事担当課長補佐、保健医療福祉管理者、 <u>老人保健施設の施設長・事務長</u>
	略			略	
略			略		
琴平町	略		琴平町	略	
	町長部局	課長、会計管理者、 <u>室長</u> 、主幹、総務課の課長補佐・総務担当主任		町長部局	課長、会計管理者、 <u>出納室長</u> 、主幹、総務課の課長補佐・総務担当主任
	略			略	
多度津町	略		多度津町	略	
	町長部局	<u>公室長</u> 、課長、会計管理者、主幹、町長公室の <u>公室長補佐</u>		町長部局	課長、 <u>室長</u> 、主幹、町長公室の <u>室長補佐</u>
	略			略	

略

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。